

4月に施行された改正児童福祉法の  
「一時保護施設」職員向けの研修です。

令和6年度児童相談所関連研修

# 一時保護所職員Ⅰ

日程 令和6年7月29日（月）、7月30日（火）【2日間】

対象 子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員【定員75名】

ねらい 一時保護所運営に求められる知識・スキルを身につけるとともに、子どもの権利に配慮しながら行動観察・アセスメントを行い、子どもの課題や潜在的ニーズの把握、他職種・他機関との連携に基づく子どもに対する的確な対応・ケア等ができる実践的能力の向上を図る。

場所 特別区職員研修所  
(千代田区九段北1-1-4 東京区政会館別館)

## カリキュラム

日程	教科目・講師名（敬称略）
7 月 29 日 （ 月）	<b>9:00～12:30 子どもの支援の基本Ⅰ【講義・演習】</b> 幼児から青年期への発達の道すじとそれぞれの発達段階ごとの特性を理解し、発達課題や不適切な養育を受けた子どもへの対応について、演習を通して学びます。 【講師】北里大学大学院 医療系研究科 発達精神医学 教授 水島 栄
	<b>13:30～17:00 子どもの支援の基本Ⅱ【講義・演習】</b> 特段の配慮が必要な児童への支援にあたり、その背景を理解し対応するためのアセスメントの知識や安全・安心の確保について、事例を通して学びます。 【講師】国立武蔵野学院附属 人材育成センター 研修課 職員

カリキュラムは裏面につづく→

9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (途中で 1 時間の昼休憩をはさみます)

## 「児童福祉法改正と子どもの権利擁護」【講義・演習・グループ討議】

児童福祉法改正、一時保護施設の設備運営基準の府令施行、一時保護ガイドラインの改正がなされ、子どもの意見聴取措置や意見表明支援事業、権利擁護に関する義務、指導担当職員の配置や研修義務化など、一時保護所が取り組まなければならない事柄も多岐にわたっています。

そこで、児童福祉法改正の内容、設備運営基準の概要や制定趣旨、一時保護ガイドラインの改正点について学び、現場の問題点や今後の解決策について討議します。

その学びをベースに、子どもの安全・安心と権利を守る一時保護所の実践や工夫について共有し、どんな取り組みをしていけばよいかについてグループ討議を通じて考えます。

受講生は、事前に以下の3つのテーマについて自区  
の取組や仕組みについて考えてきてください。

グループ討議するうえでは、次の3つのテーマでアプローチします。

### 1. ユニット制について

ユニット制とは、施設を少人数（概ね6人程度）のグループに分け、専用のエリアで専任の職員が配置される施設運営方法です。

ユニット制を導入している区からの報告を受けて、そのメリットやデメリットについて協議します。導入しているところでは、デメリットをどれだけ防げるのか、導入していないところでは、ユニット制のメリットに近づくためにどんな工夫ができるかなどについて討議します。

### 2. 私物の持ち込みについて

ガイドラインの改正で、私物の持ち込み・使用は当然の権利との基本的な姿勢が転換されました。しかし、現場では私物の持ち込み・使用に関してさまざまな懸念が示されています。私物を原則持ち込み可としている区からの報告を受けて、持ち込みの可否や持ち込んだ場合の留意点などについて討議します。

### 3. 行動制限・生活上のルールについて

法改正により、行動自由の制限については「定期的にその必要性について検討し、見直しを行う」、生活上のルールについては「当該ルールがこどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものなのか、定期的に点検・見直しを行うことが求められる」とされました。

本テーマについては、行動制限・生活上のルールの実情、理由や見直しに関する各区の取り組みについて情報共有し、とくに見直しの仕組化について討議をします。

【講師】 杉並区子ども家庭部 児童相談所設置準備課 設置・運営準備係 職員

7  
月  
30  
日  
(火)